



発行 株式会社青木会計 あおぞら税理士法人
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目56番地
 TEL 024-944-9222 FAX 024-943-5711


仕事の着手と成果

誰もがそうですが、嫌なものは嫌です。仕事でも、困難が予想されるような仕事、又は不愉快な仕事はつい着手が遅くなるものです。例えば、苦情処理は、こうして機を逸することにより、事態が悪化し、取り返しのつかない大クレームへと炎上してしまうこともあります。『折り返し連絡を下さい。』との伝言をつい忘れて連絡しなかった。一日、そしてまた一日と経ってしまい、連絡しづらくなって、遂には『もう来なくていい。』と言われてしまった。なんて話はよくあります。

また、日常の仕事であっても、元気が無かったり気分が塞いでいたりすると、仕事の着手に躊躇することがあります。『なんとなく、気が乗らない』というのは誰にでもあることです。極端な場合は、午前中にすべき仕事を先送りして終業間際の夕方によく着手したり、何回も『明日にしよう。』を繰り返したりします。こうして一日延ばしを重ねて、遂には本当に忘れてしまう。これこそ、計画の実行に着手しないで立ち消えになる時の最大要因かもしれません。指示をした上司も、これを受けた部下も、『それってなんだっけ?』となってしまうえば、もう一度仕切り直しとなり、再度仕事に取り掛かるだけでも最初の何倍ものエネルギーが必要となってしまいます。組織の成果を上げることが使命の経営者や管理者には、こうした誰もが持っている“人間の性”を理解し対応することが求められます。

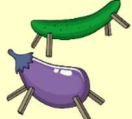
- 具体的な対応の手法例を挙げれば、下記ようになります。
- 仕事の予定や計画を上司や部下など複数の人間で共有化する事
 - 企画書や報告書等を書くような仕事であれば、内容の良悪に関係なく1行でも書き始めるか、必要だと思われる資料やデータの収集に取り敢えず着手する事
 - アポイントメントを取るのには、月末に翌月分、週末に翌週分、というように、一気にまとめて電話又はメールするようにして、出来るだけ出先からではなくて、社内から連絡するようにすること。
 - やらなくて、又はやらない方が良い事、を一度見直して時間を空けて、空いた時間を大きな塊にまとめる事。
 - 仕事の優先順位を明確にして、まとまった時間をこれに投入する事。

仕事の成果は、決めた事を迅速に実行する事で生まれます。速さは成果に比例します。一般に困難な仕事や不愉快な仕事は、早期実行により大きな成果に繋がることを覚えておきましょう。仕事の着手に躊躇した時は、最大の原因となる「その仕事をする気分にならない」を振り払うエネルギーが必要となります。その源泉は、成果へのわくわくするような期待感です。更には自己実現への関連性です。仕事が生み出す成果を具体的に示すこと。個々人が持っている意欲や欲求にどういう形で結び付くか、成功へのストーリーを示してあげることが、経営者の役割です。あなたの会社の社員は、わくわくしていますか。

お仕事カレンダー	
8月10日(木)	<p>源泉所得税・住民税特別徴収分の納付期限 (7月分) 一括有期事業開始届(建設業)の届出期限</p>
8月31日(木)	<p>6月決算法人の申告・納税、12月決算法人の 予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 3月・9月・12月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)</p> <div style="text-align: right;">  </div>

【 お 知 ら せ 】

誠に勝手ながら青木会計グループは、
8月11日(金)~8月15日(火)を夏季休業とさせていただきます。
 ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。



平成29年8月から10年以上の保険料納付で年金受給が可能に

年金を受け取る人を増やすために、年金を受け取るために必要な期間（以下、資格期間）を25年から10年に短縮する改正が、平成29年8月1日に施行されました。今回は、この改正の内容の他、実際の受給手続きや受給のタイミングについて、ご紹介します。

短縮された資格期間

年金制度は40年間保険料を納付する義務があり、その内、資格期間が25年ある人が年金を受給することができるというのが原則になります。そのため、年金保険料を納付したにも関わらず、納付期間の不足により年金を受給することができず、その結果、無年金者が生活保護の受給に繋がるといったこと等が課題となっています。

そのため、社会保障・税一体改革において年金を受け取ることができる人を増やし、納付された年金保険料をなるべく年金の支払いに繋げる観点から、保険料を納付する義務は変更されず、資格期間を25年から10年に短縮する改正が施行されました。これにより、資格期間が10年以上25年未満で、すでに年齢が65歳以上（ ）の人は、年金を受給できるようになります。

なお実際の対象者には、平成29年2月末から7月までの間に、日本年金機構から年金請求書が送付されています。

受給手続き

年金を受給するためには、年金請求書に必要事項を記入し、必要書類を添付した上で最寄りの年金事務所や街角の年金相談センターの窓口へ持参することになります。その際、年金

事務所等については、相談窓口が混雑する可能性があるため、ねんきんダイヤルから予約相談の申込みを受け付けています。

年金の受給のタイミング

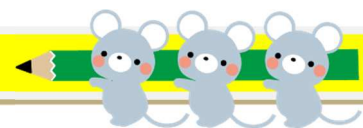
受給の手続きをした後は日本年金機構により受給権の確認が行われ、平成29年8月以降に「年金証書・年金決定通知書」が送付されます。すでに65歳以上（ ）で資格期間が10年以上の場合、もっとも早く支給される年金のタイミングは、平成29年9月分からが対象となり10月に支給が開始されます。

なお、今回短縮された資格期間の10年を満たして新たに受給権が発生した場合には、資格期間に応じた老齢年金が支給されます。また、10年の短縮措置が適用される年金と短縮措置が適用されない年金があり、例えば遺族基礎年金や遺族厚生年金については、25年のままとされています。

今回の改正により、新たに年金の受給権が発生した人でも、現時点で厚生年金保険に加入していたり、高年齢雇用継続給付金を受けているとき等には、年金の一部または全部が支給されないことがあります。年金制度は、生年月日や過去の加入履歴により個別性が高いため、早めに最寄りの年金事務所や街角の年金相談センターの窓口にご相談しておきましょう。

厚生年金保険の加入期間が1年以上である場合は、「65歳」が、「60歳（男性は62歳）以上65歳未満」となります。

お 仕 事 備 忘 録



1. 個人事業者の税金（消費税及び地方消費税の中間申告、個人事業税）の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

3. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与分の納付も忘れないようにしましょう。

4. 年金受給に必要な資格期間の短縮

これまででは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、今月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。